

○内閣府令第六十六号

標準的な官職を定める政令（平成二十一年政令第三十号）の規定に基づき、標準的な官職を定める政令に規定する内閣府令で定める標準的な官職等を定める内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十一年十一月十三日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

標準的な官職を定める政令に規定する内閣府令で定める標準的な官職等を定める内閣府令の一部を改正する内閣府令

標準的な官職を定める政令に規定する内閣府令で定める標準的な官職等を定める内閣府令（平成二十一年内閣府令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条第四項中「並びに」を「、」に改め、「充てられたもの」の下に「並びに郵政事業の抜本的な見直しに関する法案の作成業務等の事務の処理を掌理するもの」を加える。

附 則

この府令は、公布の日から施行する。